

第103号議案

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンターにおける指定管理者
の指定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月30日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

市立よつや苑高齢者在宅サービスセンターにおける指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、提出するものであります。

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンターにおける指定管理者 の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、
公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称及び所在地
府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
府中市四谷３丁目６６番地
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人正吉福祉会
稲城市平尾４丁目１６番地の１
- 3 指定の期間
令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで